



CAN DO

“可能性への挑戦” 第79号

金田会計事務所通信

【 万博がくれた教訓 】

大阪・関西万博は大盛況の中、惜しまれながら閉幕しました。私の周りでは「20回、30回と足を運んだ」という方々がいるほどで「万博ロス」に陥っている方もおられるようです。

しかし、開幕当時は、費用の問題や、会場でメタンガスが引火して大惨事になるのでは、といったマイナス情報がマスメディアやSNSを賑わせ、事前の調査では「9割近くの人が行かない」という結果さえありました。一方、早い段階から万博に足を運んだ人たちには、「万博の理念に共感する」、「世界中の人々と交流したい」、「海外旅行に行った気分を味わいたい」、「(自分にとって)次回の万博は見に行けないだろうから」といった、確かな自分なりの動機がありました。

その後、会場からの多くの情報が発信されるにつれ、興味を持った人が増え、結果としてたくさんの数の人々が来場したのはご存じのとおりです。ただあれほど人気が出た後になってから「入場制限や予約不可」を批判するのは、少し筋違いではないでしょうか。

何事においても始まる前から否定的な評価が先行することはよくあります。それは情報不足であることに加え、批判的で、偏った意見が安易に広がりやすいという側面があるからでしょう。情報が完全に出そろうのを待っていては、もう手遅れです(万博の例はまさにそうでした)。それでは、せっかくのチャンスをみすみす逃してしまいます。

ある事象が不完全で、わずかな確定情報しかなくとも、私たちは選択を迫られます。無責任で膨大な情報があふれる世界に住むしかない私たちが、自分の目標に向かって進むためにはどのような指針が必要なのでしょう。

そのヒントの一つが最近注目される「ナラティブ(物語的共創)経営」といった考え方にあるのかもしれませんが、これは、個人のストーリー性のみならず、社会全体を意識しながら客観的、肯定的に行動し、問題解決を図るアプローチです。今の時代に生き抜くためには会社の理念や目標、お客様への対応、従業員の労働環境といった点が、広く社会から共感を得られる状況を創り出すことが不可欠なのでしょう。

私たち一人ひとりも、これからは他人の言説や一時的な流行に左右されず、前向きに判断でき、行動できるように努めようではありませんか。まずは、この時代に生きる「今の自分の姿」を静かに見つめ直すことから始めてみてはいかがでしょうか。

「新リース会計基準」でどう変わるのか

日本も国際会計基準(IFRS)に合わせるべく、大企業を中心にリースに関する新しい会計基準が2027年4月1日以降に開始される事業年度から適用されます。すべてのリース契約は**賃貸借処理(オフバランス)**ではなく、**売買取引(オンバランス)**とするこの指針は中小企業にどのような影響があるのでしょうか。借り手の立場で検討いたします。

【新リース会計基準の影響判定】

(1) 上場企業・大企業

⇒ すべてのリース取引について資産・負債を認識する会計処理に統一
(短期及び少額リースを除きます)

(2) 全てのリース取引を費用処理していた中小企業

⇒ 今まで通り、変更はありません(この後の文章は気軽にお読みください)

(3) ファイナンスリースのみ資産・負債に計上してきた中小企業**(要注意！！)**

⇒ 新しい契約での会計処理には「リース資産」ではなく、「**使用権資産**」を使います。
また、減価償却も少し変わります。

【新リース会計の概要】

(1) 現行の基準

- ① ファイナンスリース : 売買取引としてリース総額を「リース資産」「リース債務」として貸借対照表に計上する
- ② オペレーティングリース: 賃貸借取引として支払時の金額をリース料として費用計上(オフバランス)

(2) 新基準

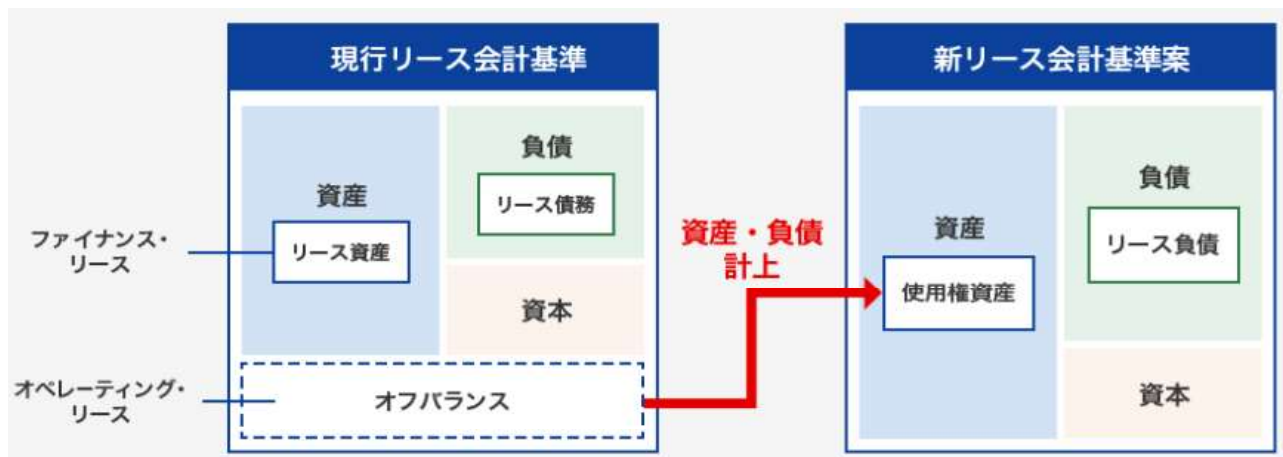
リース区分を廃止、すべてのリース契約の会計処理を貸借対照表の資産と負債に計上するオンバランスでの会計処理に統一

- ① 資産の部: リース契約金総額: 「**使用権資産**」

(注) リース契約期間中の総リース料のみの他、前払金額や仲介手数料等を含む

- ② 負債の部: 「**リース負債**」

(注) リース契約期間中の総リース料からリース料に含まれている利息相当額を控除する



【新リース会計の会計処理】

① リース契約時(5 年リース)

(使用権資産)6,000,000 (リース負債)6,000,000

(注)実際は総リース料を計上するのではなく、「現在価値」で計算した金額となりますが、ここでは説明しやすいように簡便にしております(リース契約書等を参照することになります)。

② 毎月のリース支払時

(リース負債)100,000 (現金預金)110,000

(支払利息) 10,000

③ 使用権資産の消却

(減価償却費)100,000 (使用権資産)100,000

☆**短期リース**(リース期間 1 年以内)、**少額リース**(リース総額 300 万円以内)については、新リース適用指針では費用処理が引き続き容認されています。

☆税法上の減価償却費について、リース期間定額法では残価保証額がある場合でも、それを控除せず、リース期間経過時点に 1 円(備忘記録)まで消却できることとなります。

☆リース期間のルールが解約不能期間、リース期間の延長オプションも含めた期間として定義されます。

【実質リースとみなされる契約】

新リース会計基準に適用される取引は、「特定された資産」で「その使用する権利」を有しているかで判断され、従来リースと考えられていなかった以下の契約についても「**実質リース**」として取り扱われることになります。

- ① 不動産賃貸契約：賃貸用事務所、駐車場、倉庫など
(共益費や水道料金等はリースとみなされません)
- ② レンタル契約：複合機、自動車、建設機械など
- ③ 保守メンテナンス契約：サーバー、社用車など

等々



中小企業が新リース会計に対応するにはかなり困難が予想されます。また、総資産額が増加することにより、自己資本比率が低下し、金融機関の評価も下がるデメリットもあります。

この際、中小企業の特例による費用(オフバランス)処理に統一するのも一つの手かと思います。不明な点はお気軽にご相談ください。

気さくで、信頼できる頼もしい
顧問税理士として税務・経営・経
理の相談、指導等により企業活動
へのサポートを行っています。お
気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : <https://kaikei.asia/>